

## 第5章

## Q & A

**Q 1 明らかに虐待である場合でなければ相談・通報はしないほうがよいのですか？**

**A いいえ、違います。虐待の疑い（可能性）の段階でもご相談ください。**

(説明)

高齢者虐待防止法では、虐待の可能性の段階であってもそれに気づいた人は相談や通報をすることを努力義務としています。また、その際、個人情報保護法など、情報漏えい等の法律を気にする必要はありません。

虐待であるかどうかの判断は、行政や地域包括支援センターなどの公的な機関が、情報収集や事実確認をした上で行いますので、相談・通報段階で虐待であるかどうかの判断は必要ありません。また、後になって、虐待でないことがわかったとしても、相談・通報者は責任を負いません。早期発見のためにも、疑い段階での相談・通報が重要です。

お住まいの地域の相談・通報窓口を確認しておいてください。

(p. 25 を参照)

**Q 2 相談・通報者は保護されますか。また、匿名でもかまわないのですか？**

**A はい。相談者・通報者は保護されます。**

(説明)

Q 1 でも説明したとおり、虐待の相談・通報者は、個人情報保護法の罰則規定や、刑法の罰則規定、その他の守秘義務法規の適用を受けません。また、養護者による虐待の発見者は、それが過失や虚偽によるものでも、除外規定はありませんし、相談や通報をしたことを当事者に漏らすこともありませんので、ご安心ください。

また、施設従事者等による虐待についても、通報したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないとされています。

また、通報は匿名でも問題ありませんが、適切な対応を行うためにも、わかる範囲で対象者の方の具体的な情報を提供していただくと助かります。

(p. 25 を参照)

**Q 3 虐待の通報後は、行政や地域包括支援センターが全て対応してくれますか？**

**A いいえ、違います。行政と地域包括支援センターは責任を持ちつつ、関係者の方と一緒に対応をします。**

(説明)

虐待の通報を受けた後、行政や地域包括支援センターはさまざまな情報を収集し、事実確認を行いながら、適切な対応策を検討していく必要があります。また、養護者や虐待を受けた高齢者の生活や介護の支援を続けながら虐待を防止していくためには、ケアマネジャーや介護サービス事業者も含め、支援者がチームをつくって対応することも大切になります。

このように、高齢者虐待対応の場合は行政や地域包括支援センターが主体となりつつ関係者の方と協力を対応していくことになります。

(p. 28 を参照)

**Q 4 虐待の相談や通報した場合は、一般的なケース相談と比べて、対応にどのような違いがあるのですか？**

**A 高齢者虐待防止法に基づき、行政が様々な権限を行使することができます。**

(説明)

高齢者虐待防止法には、様々な決まりごとや行政の責務が規定されています。例えば市町村の責務として、相談窓口の設置、地域包括支援センターとの連携、立入調査権や面会制限、老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置などがあります。高齢者虐待の相談については、行政が法的に受理をし、責任を持って対応していくことになります。

(p. 28 を参照)

## Q5 65歳未満への対応はどのようになるのですか？

### A 高齢者虐待防止法の対象とはなりません、同法を参考に適切な対応が求められます。

(説明)

高齢者虐待防止法の定義に従えば、形式的には65歳未満の者には法は適用されないこととなります。しかし、現実的には、65歳未満の者に対する虐待も生じており、保護すべき必要があるという点においては65歳以上の者に対する虐待と変わりません。

介護保険法における地域支援事業の一つとして、市町村には、「被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業」の実施が義務づけられています(介護保険法第115条の44第1項第4号)、介護保険法にいう「被保険者」は65歳以上の者に限られてはいません(介護保険法第9条)。

また、老人福祉法では、相談や措置の対象者として「65歳以上の者」と定義し、「65歳未満の者であって特に必要があると認められる者」も措置の対象者に含めています。

なお、障害者虐待防止法が成立したことにより平成24年10月1日より高齢者虐待防止法が改正され、養介護施設・事業所を利用する65歳未満の障害者については高齢者とみなし、養介護施設従業者等による高齢者虐待に関する規定が適用されることとなりました。

(p.4を参照)

## Q6 虐待対応の事実確認などは、必ず複数で行わなければならないのですか？

### A そのとおりです。適切に確認できるよう、複数人で実施します。

(説明)

本市のマニュアルでは、高齢者虐待対応における事実確認は複数人で行うことになっています。また、一般的にも、客観性の担保や、危険を回避するためにも複数対応が必要言われています。

ただし、複数人といっても、あまり大勢で行っても、逆に対象者にストレスや警戒心を与える場合がありますので、訪問人数についてはコアメンバー会議等で対象者の状況をふまえ、配慮することが必要です。

(p.37を参照)

## Q7 コアメンバー会議とネットワークミーティングの違いはなんですか？

### A 主に、「コアメンバー会議」は初動場面で、「ネットワークミーティング」は本格的な支援場面で行います。

(説明)

「コアメンバー会議」では、虐待対応の初期の段階で、コアメンバー（行政、地域包括支援センター）による緊急性の判断や、当面の支援方法の検討、情報収集や事実確認、支援チームづくりなどを行います。

「ネットワークミーティング」は、支援チームが構成された後、支援チームメンバーを招集し、情報の整理、関係機関の役割分担の確認や、被虐待高齢者や養護者の支援計画の策定、モニタリング等を行います。つまり、コアメンバー会議より、より広範囲な参加者をもって開催されるものです。

(p. 29、42 を参照)

## Q8 ネットワークミーティングは必ず開催しなければならないのですか？

### A はい、必ず開催します。

(説明)

高齢者虐待の対応を行うためには、関係者の認識や共有や支援方法の統一が図られる必要があります。よって、必ず開催されることとなります。

ただし、緊急性の判断の段階で、生命に危険が差し迫っているなどの場合は、ネットワークミーティングを省略して、緊急入院や緊急保護を行います。

しかし、そのような場合であっても、ある程度ケースが落ち着いた段階で、情報収集や事実確認を行い、ネットワークミーティングにつなげる必要があります。

(p. 42 を参照)

**Q9 モニタリング・評価を経ないで終結することがありますか？**

**A 基本的にはありません。**

(説明)

支援方法が適切であるか、しっかり援助ができているかなどの情報交換やモニタリング、評価などの確認をしたうえでないと、虐待対応の「終結」はできません。そして、モニタリングで援助の効果が確認できなかつたら、他の支援方法を検討しなければなりません。

また、終結といっても、虐待対応チームとしての援助を終結させるだけであり、一般的な支援方法や、ある事態が起きたときの取り決めなどは確認しておく必要があります。

(p. 62 を参照)

**Q10 在宅サービス提供事業者による利用者居宅内での虐待は、養護者による虐待になりますか。**

**A いいえ、違います。**

(説明)

ホームヘルパーや訪問看護師などの在宅サービス提供事業者による虐待は「養介護施設従事者等による虐待」に該当します。これ以外にも、養介護施設従事者等には、地域包括支援センターや入所施設職員なども含まれます。発見した場合は、本市の高齢者事業推進課に通報します。

(p. 86 を参照)

**Q 1 1 障害者虐待防止法との適用関係はどうなっていますか？**

**A どちらの法律も適用できるとされています。**

(説明)

65歳以上の障害者については、高齢者虐待防止法と障害者虐待防止法のどちらも適用可能であるとしています。これまでの関わりや、これからの関わりを考え、どちらの法律を適用すれば支援が円滑にいくかを検討し、適切に対応します。

(p. 2 を参照)

**Q 1 2 介護者が要介護者から虐待を受けている場合はどのように対応しますか？**

**A 高齢者虐待防止法に準じた対応をします。**

(説明)

日本社会福祉士会マニュアルでは養護者を「日常生活において何らかの世話をする人」としています。この定義によると、養護介護者（要介護者）から養護者（介護者）への暴力等は、高齢者虐待防止法の適用はありません。ただし、暴力等により権利が侵害されていることが明らかである場合には、関係機関と連携し、高齢者虐待防止法に準じた支援を行わなければなりません。

